

賦課根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療条例の規定により賦課されたものです。

賦課期日 毎年 4月 1日

納期限までに納められなかった場合

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ保険料額に対して年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで)の期間については、特例基準割合＝公定歩合(前年の11月30日)+4%)の割合で計算された延滞金が徴収されます。

保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられます。

特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が年金受給額の1/2以下の人は、後期高齢者医療保険料を年金より差し引くことになります。4月、6月、8月の仮徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。

なお、翌年度仮徴収額は本年度2月の徴収額と原則、同額になります。

普通徴収

特別徴収(年金天引)以外の人は普通徴収になります。
口座振替には申請が必要です。

◎不服申し立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の①から③までのいずれかに該当するときは除く)でなければ提起することができないこととされています。
①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

《お問い合わせ》

〒999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN ○○市役所 ○○課

TEL 99999999999999

決定通知書(普通徴収)

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

平成99年99月99日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長
NNNNNNNNNNNN

印

賦課根拠
高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療条例の規定により賦課されたものです。

平成99年度分後期高齢者医療保険料が次のとおり変更しましたので通知します。

賦課期日 毎年 4月 1日

被保険者名	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	被保険者番号	99999999
-------	----------------------	--------	----------

納期限までに納められなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分の日までの日数に応じ法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に同じ保険料額に対して年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで)の期間については、特例延滞割合＝公定延滞(前年の11月30日)×4%の割合で計算された延滞金が徴収されます。

年間保険料

決定年月日	平成99年99月99日
平成99年度分の後期高齢者医療保険料額	9,999,999 円

保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられます。

特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が年金受給額の1/2以下の人は、後期高齢者医療保険料を年金より差し引くこととなります。4月、6月、8月の徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。
なお、翌年度徴収額は本年度2月の徴収額と原則、同額となります。

普通徴収

特別徴収(年金天引)以外の人は普通徴収になります。
口座振替には申請が必要です。

保険料の算定基礎					
	① 賦課の もととなる 所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ① × ②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③ + ④
変更前	99,999,999,999	99.99	99,999,999	9,999,999	99,999,999,999
変更後	99,999,999,999	99.99	99,999,999	9,999,999	99,999,999,999
	⑤ 軽減額	⑦ 限度超過額	④ 年保険料額 ⑤ - ⑥ - ⑦	⑧ 月割減額 ④ ÷ ⑨	⑩ 保険料額 ⑤ + ⑧ - ⑩
変更前	9,999,999	99,999,999,999	9,999,999	99	9,999,999
変更後	9,999,999	99,999,999,999	9,999,999	99	9,999,999

保険料算出方法
所得割額＝課税のもととなる所得金額（※1）×所得割率（○○/100）確定保険料
均等割額＝
※1 課税のもととなる所得金額＝前年の所得－33万円
月割減額
課税期日後に納付義務の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
低所得者に対する軽減
次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
総所得金額等が33万円以下
均等割額・・・○○○○円
総所得金額等が33万円＋（24.5万円×被保険者数（世帯主を除く））以下
均等割額・・・○○○○円
総所得金額等が33万円＋（35万円×被保険者数）以下
均等割額・・・○○○○円

被用者保険の被扶養者軽減について2年経過後の保険料算定の基礎(終了年度のみ)

	⑪ 軽減額	⑫ 限度超過額	⑬ 年保険料額 ⑫ - ⑪	⑭ 月数	⑮ 月割減額
変更前	9,999,999	99,999,999,999	9,999,999	99	9,999,999
変更後	9,999,999	99,999,999,999	9,999,999	99	9,999,999

平成99年99月99日

ZZZZZZZZZZ

61

● 特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

● 普通徴収の欄に金額の記載がある場合、納付書での納付をお願いします。ただし口座振替申請をされた方は、納期限の日以下記金融機関から振替させていただきます。

金徳機関	9999	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	99999999
支店	999	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	99999999
種目	NN	口座番号	99999999
口座名義人	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

6666-9999

[illegible]

期別保険料額							計	
納期(月)	保険料額		普通徴収の 納期 限	9,999,999	9,999,999	9,999,999	合計額	9,999,999
	特別徴収額	普通徴収額						
4月	9,999,999							
5月								
6月	9,999,999							
7月		9,999,999	平成99年99月99日	9,999,999				
8月	9,999,999		平成99年99月99日	9,999,999				
9月			平成99年99月99日	9,999,999				
10月	9,999,999		平成99年99月99日	9,999,999				
11月			平成99年99月99日	9,999,999				
12月	9,999,999		平成99年99月99日	9,999,999				
1月			平成99年99月99日	9,999,999				
2月	9,999,999		平成99年99月99日	9,999,999				
3月								
NNN	9,999,999	9,999,999	平成99年99月99日	9,999,999				